

もくじ



ごみおき場のかんばん



ごみおき場の観察

身近な地域には、ごみに関係のあるどのようなしせつがあるでしょうか。

② 観察と聞き取り

正くんたちは、身近な地域に出かけ、ごみに関係のあることを見つけて観察カードに書いてきました。それを、発表しました。



「ぼくの家付近に、ごみおき場がありました。」



「ごみを出せる日が書いてあるかんばんがありました。」



「もやせるごみともやせないごみとしげん物に分けて集めていきます。」



「家に、会津若松市のごみの出し方ルールの特ラシがありました。」

家庭ごみの正しい分け方・出し方

燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせないごみ	古紙類	燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせないごみ
第1・3・5・6週の 曜日	第2・4週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第2・4週の 曜日
ペットボトル	プラスチック製 容器包装	燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせないごみ
第1・3・5・6週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第2・4週の 曜日
びん類	燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせるごみ <small>(可燃物)</small>	燃やせないごみ
第2・4週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第1・3・5・6週の 曜日	第2・4週の 曜日

※裏面に「個別ごみの収集曜日早見表」がありますので、参照のうえご記入ください。

燃やせるごみ 毎週2回収集

燃やせるごみは燃やせるゴミとして収集されます。燃やせるゴミは燃やせるゴミとして収集されます。燃やせるゴミは燃やせるゴミとして収集されます。

古紙類 毎週1回収集

古紙類は古紙として収集されます。古紙類は古紙として収集されます。古紙類は古紙として収集されます。

燃やせないごみ 第1・3・5・6週収集

燃やせないごみは燃やせないゴミとして収集されます。燃やせないごみは燃やせないゴミとして収集されます。燃やせないごみは燃やせないゴミとして収集されます。

ペットボトル 第1・3・5・6週収集

ペットボトルはペットボトルとして収集されます。ペットボトルはペットボトルとして収集されます。ペットボトルはペットボトルとして収集されます。

かん類 第1・3・5・6週収集

かん類はかんとして収集されます。かん類はかんとして収集されます。かん類はかんとして収集されます。

プラスチック製容器包装 毎週1回収集

プラスチック製容器包装はプラスチック製容器包装として収集されます。プラスチック製容器包装はプラスチック製容器包装として収集されます。プラスチック製容器包装はプラスチック製容器包装として収集されます。

びん類 第2・4週収集

びん類はびんとして収集されます。びん類はびんとして収集されます。びん類はびんとして収集されます。

燃やせるごみ・リサイクル品 第2・4週収集

燃やせるごみ・リサイクル品は燃やせるごみ・リサイクル品として収集されます。燃やせるごみ・リサイクル品は燃やせるごみ・リサイクル品として収集されます。燃やせるごみ・リサイクル品は燃やせるごみ・リサイクル品として収集されます。

※燃やせるごみは燃やせるゴミとして収集されます。燃やせるゴミは燃やせるゴミとして収集されます。燃やせるゴミは燃やせるゴミとして収集されます。

市で収集しないもの

家電リサイクル法の対象となるもの

対象機器：エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、パソコン

回収方法：回収業者へ依頼するか、自治体へ依頼するか

回収料：回収業者へ依頼する場合は別途料金がかかります。自治体へ依頼する場合は無料です。

回収場所：回収業者へ依頼する場合は回収業者の指定した場所へ。自治体へ依頼する場合は指定した回収場所へ。

家庭用パソコン

対象機器：デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶モニター、プリンター、スキャナー、外部ディスプレイ、キーボード、マウス、電源アダプタ、ケーブル類

回収方法：回収業者へ依頼するか、自治体へ依頼するか

回収料：回収業者へ依頼する場合は別途料金がかかります。自治体へ依頼する場合は無料です。

回収場所：回収業者へ依頼する場合は回収業者の指定した場所へ。自治体へ依頼する場合は指定した回収場所へ。

ごみの出し方のルール
明くんは家の人に聞いてきて、昔のごみのしまつについて発表しました。

明くんのおばあちゃんの話



昔は自分の家でごみのしまつをしていました。ごみの量も少なかったです。買い物には買い物かごを使ったし、品物もパックには入っていませんでした。しかし、今はごみもふえてきましたし、ごみをもやしたりするとけむりでめいわくをかけたりするようになりました。

昔のごみのしまつ



掲載情報の著作権は会津若松市教育委員会に帰属します。